

令和4年度

第8回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和4年11月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第8回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第4号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 軽微な農地改良の届出について
- 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第4号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について
- 報告第5号 利用権の終了（農地利用集積計画）について

<出席委員>（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 4番委員：森 紀久嗣 | 5番委員：鈴木 孝一 |
| 7番委員：小高 康熙 | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二 | 10番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員>（2名）

- | | |
|-------------|------------|
| 3番委員：渡邊 さなえ | 6番委員：井口 峰幸 |
|-------------|------------|

<出席職員>

- 【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	<p>開 会 (午後 2 時 2 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 4 年度第 8 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、8 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>本日は、令和 4 年度第 8 回総会にご出席ありがとうございます。 私事ですが、少し話をさせていただきます。10 月 27 日に関東森林管理局主催の国有林モニター現地視察研修会に参加してきました。群馬県水上町の国有林で丸太の切り出し、集積、猛禽類の生息に配慮した森林育成、森林が与える異常気象等、環境問題等の内容でした。大型機械化されており、進入道路の新設から伐採、枝払い、玉切りまで、1 人で数分で処理していました。</p> <p>今後は、IT と AI を利用して遠隔操作でリモート操作でも出来るように開発中とのことでした。</p> <p>農業の大型化と似ていて、森林経営も個人では出来なくなってきていると思いました。</p> <p>見えないところで、IT 化が進んできております。今日の総会後にタブレットの操作研修を予定しております。私は、現地確認の際に使用してみましたが、3 回から 4 回程度使ってみれば使えるのではないかと思います。</p> <p>今月の 29 日も研修会でタブレットの活用についての研修があります。</p> <p>以上であいさつとします。 スムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>5 番の鈴木委員、7 番の小高委員にいたします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるよ</p>

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>うお願いいたします。</p> <p>議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>1頁をお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号29。所在・地番：平沢嶋廻〇〇。地目：田。地積：877㎡ 他1筆 合計2筆 1,025㎡。義務者：大多喜町船子〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：勝浦市墨名〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/高齢になり農業ができなくなったため、私所有の農地を有効に活用してくれる方を探していたところ、譲受人に出会い、購入して頂くこととなった。譲受人/近隣にて観光施設竹の子園を開設する予定であるため、閑散期に収穫できる作物又は果樹を育成するために、農地が必要なため購入するに至った。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>番号30。所在・地番：笛倉湯原〇〇。地目：畑。地積：549㎡。 義務者：柏市つくしが丘〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町原内〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/遠隔地に居住のため耕作できないことから、離農したいため。譲受人/所有地の隣接地であり、申請地を取得し獣害にあわない作物や梅・柚子などの果樹畑として利用したい。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>番号31。所在・地番：久我原墓山〇〇。地目：畑。地積：610㎡。 義務者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町宇筒原〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/自作地の規模拡大を図るため。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては2頁に掲載しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号29番については、渡邊委員が現地調査を担当されましたが欠席のため、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>29番について、10月31日午後1時30分から代理人、立会いのもと、農業委員、推進委員と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、管理されているが草が生えておりました。</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>取得後の計画は、営農計画書のとおりで、実績はいすみ市で水稻を栽培しております。 作付けする作物は、栗です。 通作距離も問題ないと思います。 農業機械等は所有していませんが、作物は栗のため問題ないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>加曾利委員 (1 番)</p>	<p>栗を作付けする計画となっておりますが、獣害対策等は考えているのでしょうか。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>柵を設置する等の対策をする予定だそうです。</p>
<p>佐 川 委 員 (2 番)</p>	<p>観光及び販売を目的としているようだが、販売先との話し合いは済んでいるのでしょうか。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>販売先との状況は未確認ですが、構想段階だと思います。</p>
<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>5条でも申請が出ているようだが、一緒に議論した方が良いのではないのでしょうか。 申請内容の表現に不備があるようなので、事務局で確認した方が良いのではないのでしょうか。</p>
<p>矢 代 委 員 (8 番)</p>	<p>3条と5条と関連があると思いますが、一緒に審議することはおかしいので、別々に審議したほうが良いのではないのでしょうか。 事務局が説明する段階で、関連を説明した方が良かったのではないのでしょうか。</p>
<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>別々に審議することは、賛成です。 関連性がある場合は、全体を説明してもらいましょうようにお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>今後は、関連する場合は、全体的な説明をしてから審議するようになりたいと思います。</p>

<p>議 場</p>	<p>何かご質問はありますか。</p> <p>それでは特にご質問がないようですので、番号 29 について許可することとしてご異議ございませんか。</p> <p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号 29 につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>番号 30 番については、鈴木委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5 番)</p>	<p>30 番について報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地は、権利者が耕作している隣地となります。</p> <p>管理もされており、問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小高委員 (7 番)</p>	<p>作物は何を作付けする予定ですか。</p>
<p>鈴木委員 (5 番)</p>	<p>梅や栗を作付けする予定です。</p>
<p>佐川委員 (2 番)</p>	<p>所有者は遠隔地に居住しているので、有効活用されるのであれば喜ばしいことだと思います。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>何かご質問はありますか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号に 30 について許可することとしてご異議ございませんか。</p>

議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号30につきましては許可することで決定いたします。</p>
	<p>番号31番については、鈴木委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
鈴木委員 (5番)	<p>31番について報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現在は大根が植えてあり畑として利用されておりました。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
加曾利委員 (1番)	<p>大根は譲受人が栽培しているのでしょうか。</p>
鈴木委員 (5番)	<p>譲受人と譲渡人は、親戚関係で譲渡人が体調を壊してから譲受人が耕作をしております。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>何かご質問はありますか。</p>
	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号31について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号31につきましては許可することで決定いたします。</p>
	<p>続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (寺井)	<p>4頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第5条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p>

番号5-16。所在・地番：平沢嶋廻〇〇番。地目：田。地積280㎡他2筆 合計3筆1,059㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：勝浦市墨名〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町船子〇〇番地〇〇〇氏。事由：竹林の所有者から竹林の管理を頼まれ、竹の伐採及び竹の子の収穫の承諾を得ている状況である。この状況を有効利用するため、また、地域の発展に寄与するため、当該地域に竹の子園を設置し、また、道を挟んだ農地に栗園を新設し「春は竹の子、秋は本栗」を宣伝文句に観光客を誘致し収益を上げ、地域の活性に貢献していく目的でこの土地を購入することとした。施設概要としては、観光客用の駐車場を18台分設置し、受付用のプレハブ1台、竹の子堀りや栗拾いで使用する籠等の農機具を保管するプレハブ1台、わくわく広場や道の駅に出荷するための保管倉庫用プレハブ1台、雨水・水用のタンクを5台、更に、受付・駐車場への出入口である進入路を整備する。なお、進入路・駐車場は地均し後、再生砕石を挽き、トラロープを張ることとした。また、道からの当該土地への進入路である傾斜部分は地均しで余った土で補う(場内処理)こととした。転用を伴う所有権移転。

番号5-17。所在・地番：大戸矢呑〇〇番。地目：田。地積563㎡。農地種別：1種。農用地区域：外。権利者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。事由：コロナウイルスの影響が長引いているため、屋外で密にならない安全なキャンプ場の運営を計画している。1サイトを約100㎡のオートキャンプ場計10サイトと多目的スペース(広場)を設置する。1サイトを広くすることで密を回避し、のびのびと利用できることでリピーターの獲得も想定している。敷地は平坦になっているので暗渠排水を施す程度で造成工事は必要ないと考えており、竹を利用した暗渠排水で計画している。建築物の設置は計画していない。仮設トイレ設置のみとなる。敷地から約60mの場所に自宅があるので、管理事務所は自宅を使用する。転用を伴う使用貸借権設定。

事務局からの説明は以上です。

議 長
(渡辺会長)

番号5-16につきましては渡辺委員が現地調査を担当されましたのが欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事 務 局
(寺井)

番号5-16について、10月31日に農業委員、推進委員、代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。

計画は資料のとおりとなっております。

埋立てはしないで地ならしを行い使用することでした。

近隣に農地はなく排水についても影響がないため、問題はない

	<p>と思います。 ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>竹林の面積は、どのくらいなのでしょう。 事業計画書内の地目別面積その他の2, 396㎡と書いてありますが、それが竹林ですか。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>そのとおりです。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>竹林を貸してくれることになっており、観光客にタケノコ狩りをしてもらう計画ですが、竹林は整備されているのでしょうか。</p>
事 務 局 (鈴 木)	<p>整備はされていないように見えたが、これから整備して利用すると思います。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>事由の記載内容に、日本語としておかしい記載があると思います。 駐車台数が18台ですが、アクセスする道は大丈夫ですか。</p>
事 務 局 (鈴 木)	<p>道は狭くないので問題ないと思います。</p>
矢 代 委 員 (8 番)	<p>竹林は譲渡人の所有ですか。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>譲渡人の所有です。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>他にご質問はありますか。</p>
議 場	<p>———— 「なし」 の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号5-16について許可することとしてご異議ございませんか。</p>

議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号5-16につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>なお、事務局は今後事由等を分かりやすく記載するようして下さい。</p> <p>番号5-17につきましては私が現地調査を担当しましたので報告します。</p> <p>事務局は、</p> <p>番号5-17について、10月31日に代理人と事務局2名で現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は、昭和45年の災害時に冠水し、その後利用されていない状況で竹林となっておりますが、5年前位に伐採し耕作出来るような土地に見えますが、冠水時に堆積したものがあります。</p> <p>最近では、毎年冠水するような状況で耕作は出来ない状況だと思います。</p> <p>現在は、草刈り等がされており管理されておりますが、農地としての利用は難しいと思います。</p> <p>近隣に農地はありますが耕作されていないので影響はなく問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
加曾利委員 (1番)	<p>毎年、冠水するということですが、対策はするのでしょうか。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>対策はしないと思います。川からの高低差は2m50cm位なので、毎年冠水します。</p>
加曾利委員 (1番)	<p>冠水したら、そのままということですか。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>そのままだと思います。</p> <p>申請者を知っているので、どうするのかは話しておきます。</p>
小高委員	<p>オートキャンプ場なので車の進入は問題ないのでしょうか。</p>

(7 番)	
事務局 (鈴木)	オートキャンプ場なので、中に入れるように整備する計画です。
小高委員 (7 番)	造成をするということですか。
事務局 (鈴木)	竹による暗渠排水、入り口を作る程度の計画です。
小高委員 (7 番)	10区画作る計画なので、最低10台は車を駐車出来ないとい けないですね
事務局 (鈴木)	区画内に停めるので問題ないと思います。
小高委員 (7 番)	区画内への安全なアクセスが可能かどうか。冠水もするという ことだったので、車を入れられるように出来るかどうか心配です。
議 長 (渡辺会長)	車の出入りについては、申請地の前まで2トン車が走れる道が あるので整備すれば問題ないと思います。
小高委員 (7 番)	結論からすると、駐車、アクセスは問題ないということですか。
議 長 (渡辺会長)	問題はないと思います。
小高委員 (7 番)	申請地は冠水する可能性があるとのことでしたが、冠水する土 地をオートキャンプ場の用地として許可することに危惧を表明し たいと思います。
議 長 (渡辺会長)	農地法にはそこまでの規定はないと思います。 すべての申請に危険性があるから、許可しないのでは不都合が 生じないでしょうか。 農業委員会として、申請者に冠水することを話し、申請者も承知 しているので問題はないと思います。
矢代委員	農業委員会は、申請に基づいて許可するかしないかで、本案件は

(8 番)	<p>県が判断するものなので、申請がふさわしいかふさわしくないかを審議すればよいのではないのでしょうか。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>申請者が大丈夫だと言ったから大丈夫というのは無責任な発言で、委員は農地法に鑑みて許可するかしないかを判断すべきだと思います。</p> <p>あらゆる面から議論して判断しなければならないと、私は考えながら行っております。</p> <p>「信頼する農業委員会であるために」にも、あらゆる側面から懸念材料を潰していき、みんなで議論して、どこに正義があるのか、どこに共通の善があるのかを判断して下さいと説明してあるので、それを念頭に発言をしています。</p> <p>危険である可能性がある場合は、懸念は表明しておいた方が良いでしょう。</p>
矢 代 委 員 (8 番)	<p>申請者は、大丈夫だと言ってきた場合、農業委員会は駄目だとは言えないところがあると思います。いろいろ協議し農業委員会で許可され、県に進達する時に事務局が協議した内容を伝えて、県に判断してもらえばよろしいのではないのでしょうか。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>許可され進達する場合は、冠水の可能性があるとの意見を加えてもらいたいと思います。</p> <p>他にご質問はありますか。</p>
議 場	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号 5-17 について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号 5-17 につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>6 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明</p>

	<p>願」</p> <p>下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号10。所在・地番：大戸彦三〇〇番。登記地目：田。変更地目：山林。地積：1,672 m²。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：八千代市八千代台北〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：平成19年に相続した時点で既に山林化しており、現況に合わせて地目変更したいため。</p> <p>番号11。所在・地番：大戸彦三〇〇番。登記地目：田。変更地目：山林。地積：142 m²。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：八千代市八千代台北〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：平成19年に相続した時点で既に荒廃化しており、耕作に適さない土地のため地目変更したいため。</p> <p>番号12。所在・地番：三又仁田坪〇〇番。登記地目：田。変更地目：山林。地積：140 m²。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：東京都調布市深大寺東町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：40年～50年ほど前から山林荒廃化しており、現況に合わせて地目変更したいため。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号10番11番につきましては、私が現地調査を担当しましたので、本件は申請代理人が同一であり、申請地も近いため、一括して報告します。</p> <p>番号10番11番について、10月31日に代理人及び事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は、昭和45年の災害時に冠水し、その後利用されていない状況で竹林となっており非農地として判断しました。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>農家が所有している農機具で農地に復元することが困難な土地なのではないでしょうか。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>通常の農家が所有しているものでは無理で重機を使用しなければ無理だと思います。</p>

<p>小高委員 (7番)</p>	<p>事由にも入れた方が良くないでしょうか。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>事由は、申請者から提出された書類の内容をもとに作成しているので、必要に応じて聞き取り等を行い事由等を含め、わかりやすい書類作成を心掛けたいと思います。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他にご質問はありますか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号10番11番ついて非農地とすることとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号10番11番につきましては非農地とすることで決定いたします。 番号12番につきましては、鈴木委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>番号12番について、10月31日に事務局2名と代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。 申請地は、農地としての面影はなく雑木が生い茂っていたので非農地として判断しました。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号12番ついて非農地とすることとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号 1 2 番につきましては非農地とすることで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>7 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和 4 年 1 1 月 9 日 <p>なお、本案件の整理番号 4-36 から 4-37 については〇〇委員の同居の親族が、4-39 については〇〇委員自身が、4-40 については〇〇委員の配偶者が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは関係する委員には退室をお願いします。</p> <p>順不同となりますが、先に議事参与案件を 1 件ずつ審議した後に残りの案件の審議をお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは〇〇委員の退室をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>9 頁から 1 1 頁をご覧ください。</p> <p>整理番号 4-36 及び 4-37 について説明します</p> <p>整理番号 4-36。①利用権を設定する土地・利用権の条件：久我原川崎〇〇番。地目：田。地積 2,780 m²。利用計画：水田として利用。借賃：米 90 kg。②利用権設定の期間：5 年 0 か月。令和 4 年 11 月 8 日から。期間満了の日/令和 9 年 11 月 7 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町弓木〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。</p> <p>整理番号 4-37。①利用権を設定する土地・利用権の条件：久我原岩ノ下〇〇番他 9 筆 合計 10 筆 8,000 m²。地目：田。地積 431 m²。利用計画：水田として利用。借賃：米 240 kg。②利用権設定の</p>

	<p>期間：5年0か月。期間開始の日/令和4年11月8日から。期間満了の日/令和9年11月7日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町弓木〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>借受者は10haですが、先月農林課から大多喜町の補助金の説明があり、大型農家に支援したらどうかという話があり、私は農水省の補助金を使ったらどうかと示唆をしたのですが、借受人は大規模農家と判断できるが、申請者に限らず大規模農家が集積を行っておりますが、大規模農家の支援は、人農地プランで中心経営体に指定すると補助金が受けやすいということで、申請者は中心経営体に指定されているのでしょうか。</p>
事 務 局 (鈴 木)	<p>申請者の親は中心経営体として指定されております。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>農水省の補助金で中心経営体が条件となっているものは申請が可能ですか。</p>
事 務 局 長 (秋山課長)	<p>実質化はされていないので、実質化が条件に入っている補助金は無理だと思います。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>大規模農家が農水省の補助金を使う場合、中心経営体に認定されていないといけないという条件があるので、申請は出来るということですか。でも実質化はされていないということですね。</p>
事 務 局 長 (秋山課長)	<p>そのとおりです。実質化が条件に入っている補助金は無理だと思います。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>実質化とはどういうことなのでしょうか。</p>
事 務 局 長 (秋山課長)	<p>実質化とは、地域の方で話し合い地域の方向性を出したものが実質化だと思います。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>それを行えば、実質化したことになり申請が出来るようになり、農業委員会が大規模農家を支援出来るようになるということですか。</p>

事務局長 (秋山課長)	ね。 農業委員会が何を支援するのでしょうか。
小高委員 (7 番)	地域の話合いに参加することです。
事務局長 (秋山課長)	話合いに参加することであれば。
小高委員 (7 番)	農業委員会として、話合いを開いて実質化を進めれば大規模農家を支援することになるのではないかと思います
事務局長 (秋山課長)	話合いを支援することは、農業委員会で進めることは可能だと思います。
小高委員 (7 番)	実質化されているのは、1地区のみなので今回の申請者の中にはいません。
議 長 (渡辺会長)	親子間であっても中心経営体は簡単に変えられないのですか。
事務局長 (秋山課長)	家族でも認定することは可能ですが、認定農業者になっていれば、中心経営体と同等になります。
議 長 (渡辺会長)	ご質問はありますか。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	ご質問がないようですので、4-30 から 4-34 については原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、4-30 から 4-34 について原案のとおり決定することとします。 〇〇委員の入室を認めます。〇〇委員は退室をお願いします。 事務局の説明をお願いします。

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>13頁をご覧ください。 整理番号4-39について説明します</p>
	<p>整理番号 4-39。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜台下〇〇番。地目：田。地積 3014 m²他 3 筆 合計 4 筆 5,898 m²。利用計画：水田として利用。借賃：米 240 kg。②利用権設定の期間：3 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 11 月 8 日から。期間満了の日/令和 7 年 11 月 7 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、4-39 については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、4-39 について原案のとおり決定することとします。 〇〇委員の入室を認めます。〇〇委員は退室をお願いします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>14頁をご覧ください。 整理番号4-40について説明します</p>
	<p>整理番号 4-40。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜鍛冶畑前〇〇番。地目：田。地積 1,403 m²。利用計画：水田として利用。借賃：米 120 kg。②利用権設定の期間：10 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 11 月 8 日から。期間満了の日/令和 14 年 11 月 7 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。</p>

議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	ご質問がないようですので、4-40 については原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、4-40 について原案のとおり決定することとします。
	〇〇委員の入室を認めます。
	残りの案件の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	残りの案件について、新規設定のみ読み上げ、更新については説明を割愛させていただきます
	整理番号 4-41。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜宮下〇〇番。地目：田。地積 1,384 m ² 。利用計画：水田として利用。借賃：米 120 kg。②利用権設定の期間：10 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 11 月 8 日から。期間満了の日/令和 14 年 11 月 7 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。
	整理番号 4-42。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜宮下〇〇番。地目：田。地積 1,834 m ² 。利用計画：水田として利用。借賃：米 60 kg。②利用権設定の期間：10 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 11 月 8 日から。期間満了の日/令和 14 年 11 月 7 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。
	整理番号 4-43。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜鍛冶畑前〇〇番。地目：田。地積 529 m ² 他 1 筆 合計 2 筆 3,529 m ² 。利用計画：水田として利用。借賃：米 210 kg。②利用権設定の期間：10 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 11 月 8 日から。期間満了の日/令和 14 年 11 月 7 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。
	整理番号 4-44。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜長沢〇〇番。地目：田。地積 632 m ² 他 2 筆 合計 3 筆 2,891 m ² 。利用計画：水田として利用。借賃：米 90 kg。②利用権設定の

	<p>期間：10年0か月。期間開始の日/令和4年11月8日から。期間満了の日/令和14年11月7日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。</p> <p>なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、4-35、4-38、4-41～4-48については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、4-35、4-38、4-41～4-48について原案のとおり決定することとします。</p>
	<p>議案第4号については以上です。</p> <p>議件は以上でございます。</p> <p>それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>26項をご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」</p> <p>下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。</p> <p>番号4-26。所在・地番：猿稻東根古屋〇〇番。地目：畑。地積：459㎡他2筆で合計3筆1,046㎡。登記原因・日付：相続 令和4年9月27日。権利者：大多喜町猿稻〇〇番地 〇〇〇〇氏。</p> <p>番号4-27。所在・地番：板谷下堀切〇〇番。地目：畑。地積：803㎡他18筆で合計19筆11,567㎡。登記原因・日付：相続 令和4年9月22日。権利者：大多喜町板谷〇〇番地 〇〇〇〇氏。</p> <p>番号4-28。所在・地番：小沢又宮原〇〇番。地目：畑。地積：</p>

174 m²他 37 筆で合計 38 筆 18,512 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 9 月 27 日。権利者：大多喜町小沢又〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-29。所在・地番：小田代雪ノ谷〇〇番。地目：田。地積：471 m²他 10 筆で合計 11 筆 6,552 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 10 月 4 日。権利者：成田市飯田町〇〇番地 〇〇〇〇氏。

番号 4-30。所在・地番：板谷名古屋〇〇番。地目：畑。地積：214 m²他 4 筆で合計 5 筆 3035.3 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 10 月 11 日。権利者：大多喜町庄司〇〇番地 〇〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です

報告第 2 号の前に先月、矢代委員から指摘のあった、提出日と工事期間の関係性で、県に確認したところ届出案件のため、届出があった日以降なら工事に着手して問題はないとの回答がありましたので報告させていただきます。総会前に工事が着手されることとなるため、農業委員には情報提供をしていきたいと思ひます。

また、面積の話もありましたが、以前は 3,000 m²を超えるものには転用許可が必要でしたが、県に確認したところ面積は問わずに、高さで埋め立てる土だそうです。

小 高 委 員
(7 番)

軽微かどうかの懸念があったと思ひますが。

事 務 局
(寺 井)

届出書を信頼するしかないとと思ひます。

着工後に調査に入り、指導をしていきたいと思ひます。

報告第 2 号「軽微な農地改良の届出について」届出があったので報告する。

所在・地番：船子焼瀬〇〇番。地目：田。地積：815 m²他 2 筆 合計 3 筆 6,699 m²。埋め立て後の利用 畑。土地所有者：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇氏。工事期間 令和 4 年 11 月 7 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

報告第 2 号は以上です

報告第 3 号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地の使用賃借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 4。所在・地番：下大多喜台下〇〇番。地目：田。地積：3,014 m²。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第3号は以上です

報告第4号「農地法第3条の規定による許可申請の取下について」下記のとおり、農地法第3条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。

1 農地法第3条の規定による許可申請日 令和4年9月21日

2 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の提出日 令和4年10月4日
願出者（譲受人）大多喜町大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。願出者（譲渡人）東京都江東区亀戸〇〇番地〇〇〇〇氏。所在・地番：大多喜下南郭〇〇番。地目：畑。地積：327 m²。取下げ事由 申請理由が農地法第3条の主旨に合わない為、改めて転用申請を行うため。

報告第4号は以上です

報告第5号「基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権終了）について」下記のとおり、基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）の第9の3の（4）の④の規定により、通知を行ったことを報告する。

番号4。所在・地番：下大多喜山ノ下〇〇番。地目：田。地積：487 m²。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号5。所在・地番：横山岡名〇〇番。地目：田。地積：628 m²。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。

議長
(渡辺会長)

報告事項は以上となります。

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程6「その他」に入ります。
事務局から何かございますか。

事務局
(鈴木)

ありません。

議長
(渡辺会長)

他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 3 時 4 8 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月7日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 鈴木 孝一

署名委員 小高 康照